

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月五日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第四号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人2025年日本国際博覧会協会」を「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の規定は、令和元年十月二十一日から適用する。